

事業性評価とは

特定非営利活動法人 日本動産鑑定

理事長 久保田 清



当法人は、設立以来、中小企業および地域産業の発展・再興、ひいては我が国経済社会の再成長に向けて、ABL・動産評価鑑定の普及に取り組んでおります。

平成26事務年度金融モニタリング基本方針(金融庁:2014年9月11日公表)において、「財務データ等の過去の実績や不動産・保証に必要以上に依存することなく、企業の事業の内容と成長可能性など将来性まで含めた評価(事業性評価)に基づく融資や助言を行うこと」が示されました。

企業の事業性を評価するためには、過去の企業実態を反映した財務分析と現在の企業実態を表わす商品・在庫等(動産)の評価に加えて知的資産・知的財産の評価による将来キャッシュフローの分析が必須であると考えております。

特許庁が推進する「中小企業知財金融促進事業」の推進においても、当法人がこれまで培ったノウハウ・ビジネスモデル等を総動員して、当該事業の推進およびわが国の成長に貢献して参る所存でございます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

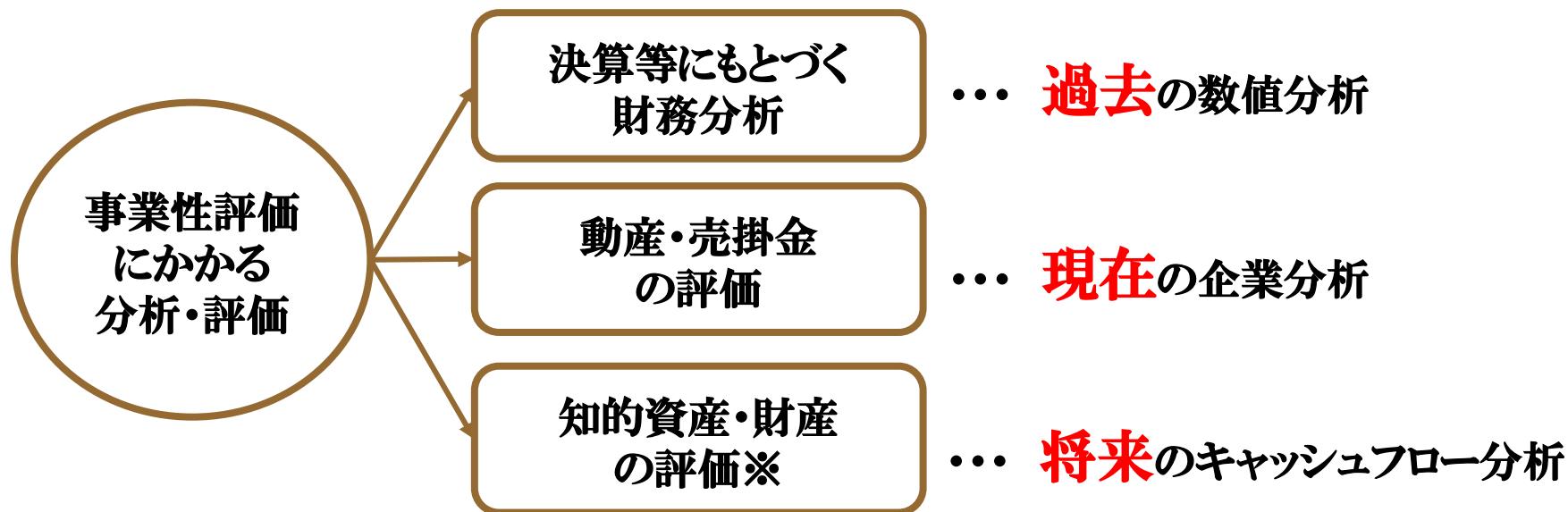
特定非営利活動法人日本動産鑑定
理事長 久保田 清



1.当法人が考える事業性評価と知的財産評価

(1) 事業性評価の観点

- 平成26事務年度 金融モニタリング基本方針において、事業性評価は「借り手企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価すること」と定義されています。
- 当法人では、「具体的に取扱う商品(動産)や売掛金の(現在)価値に加え、それらを生み出す知的資産・財産を評価してこそ、事業の持続可能性や成長性を客観的かつ正確に評価できる」と考えています。



※知的財産は、特許権に加え、デザインやブランド等一定要件を満たす意匠権や商標権として法的な権利として保護されているもの
知的資産は、人材、技術力、ネットワーク、ブランドなど広く企業の価値創出ないし、キャッシュフローを生み出す源泉となる無形価値

